

議案第166号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（徴収猶予に係る分割納付又は分割納入の方法）

第7条 市長は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）

第15条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る金額又は徴収の猶予期間の延長に係る金額を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）ごとに分割して納付させ、又は納入させることができる。この場合においては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

2 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限

又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項後段の規定により定めた分割納付の各納付期限若しくは各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限若しくは各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

第7条の次に次の1条を加える。

(徴収猶予の申請手続等)

第7条の2 徴収の猶予(法第15条第1項の規定によるものに限る。)の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち猶予を受けようとする金額
- (4) 猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行うかどうか(分割納付の方法により納付を行う場合にあつては分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含み、分割納入の方法により納入を行う場合にあつては分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を含む。)
- (6) 第9条の規定により担保を提供する必要があるときは、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(第9条ただし書に規定する担保を徴することができない特別の事情がある場合は、その事情)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 第9条の規定により担保を提供する必要があるときは、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 徴収の猶予（法第15条第2項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、前項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

5 第2項又は前項の規定により添付すべき書類（第2項第4号に掲げる書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、法第15条の2第4項に規定する災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした

期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると市長が認めるときは、添付することを要しない。

6 法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、同条第7項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。

第8条及び第9条を削り、第7条の2の次に次の3条を加える。

(職権による換価の猶予の手続等)

第8条 第7条の規定は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予(以下「職権による換価の猶予」という。)について準用する。この場合において、第7条第1項中「徴収の猶予に係る金額」とあるのは「職権による換価の猶予に係る金額(その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第1項で定める額を限度とする。)」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

2 市長は、職権による換価の猶予又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定により職権による換価の猶予をした期間の延長をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者又は当該職権による換価の猶予を受けた者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第8条の2 第7条の規定は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予

(以下「申請による換価の猶予」という。)について準用する。この場合において、第7条第1項中「徴収の猶予に係る金額」とあるのは「申請による換価の猶予に係る金額(その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第2項において読み替えて準用する同条第1項で定める額を限度とする。)」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

2 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、当該申請に係る徴収金の納期限から6月以内に、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、第7条の2第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第7条の2第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額

3 法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、第7条の2第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 第7条の2第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第7条の2第4項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 前項第3号に掲げる事項

4 法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2

第7項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。

(担保の徴取)

第9条 市長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合、その猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

第10条の2第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第19条中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第29条第4項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第41条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第41条の2第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第51条第1項第1号及び第51条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」

を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第93条の7の9第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第29条第4項、第41条第1項第1号、第41条の2第1項第1号及び第2項第1号、第51条第1項第1号、第51条の2第1項第1号並びに第93条の7の9第1号の改正規定は同年1月1日から、第10条の2第1項及び第4項の改正規定は行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

- 2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第7条、第7条の2及び第9条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年一部改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された平成27年一部改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前

の地方税法（以下「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第8条及び第9条（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 新条例第8条の2及び第9条（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

参考資料

制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、徴収猶予及び換価の猶予に関し必要な規定を整備すること、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、申告書等の記載事項に個人番号及び法人番号を追加すること等のため、この条例を制定するものである。